

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成23年 1 月 26 日

水 曜 日

第 3277 号

目 次

告 示

○道路の区域変更	1
○道路の供用開始	3
○救急病院・救急診療所の認定	4
○土地改良区の定款変更の認可	5
○土地改良事業計画変更の認可	

内水面漁場管理委員会指示

○さくらます採捕規制	
○水産動物採捕規制	6

公 告

○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	7
○特定非営利活動法人の設立認証の申請	
○開発行為の工事完了	8
○パーキング・メーター等管理業務委託に係る一般競争入札の実施	
○自動車保管場所現地調査事務委託に係る一般競争入札の実施	12
○自動車保管場所標章作成事務委託に係る一般競争入札の実施	16

告 示

富山県告示第27号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 1 月 26 日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成23年 1 月 26 日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
----------------	-----	------------	----	---------------	-------------	------

県道 三室荒屋富山線	富山市太田南町 263番 3 地先から	変更前		最大 7.8 最小 6.7	55.8	富山土木センター
	富山市太田南町 261番 3 地先まで	変更後		最大 8.8 最小 7.4	55.8	
国道 471号	富山市八尾町栗須字下ノ毛 98番 1 地先から	変更前		最大 31.6 最小 5.4	49.0	富山土木センター
	富山市八尾町栗須字下ノ毛 98番 1 地先まで	変更後		最大 32.6 最小 16.4	49.0	
県道 富山庄川線	富山市山田谷字蔵ノ下12番 2 から	変更前		最大 30.0 最小 12.0	147.0	富山土木センター
	富山市山田谷字鎌場道 140番 4 まで	変更後		最大 40.0 最小 12.6	147.0	
県道 宇奈月大沢野線	中新川郡上市町大岩字京ヶ峯14番から	変更前		最大 6.5 最小 3.5	74.0	富山土木センター 立山土木事務所
	中新川郡上市町大岩字京ヶ峯14番まで	変更後		最大 8.0 最小 4.0	74.0	
県道 新湊庄川線	射水市島 107番 3 から	変更前		最大 16.6 最小 6.9	520.0	高岡土木センター
	射水市島59番 2 まで	変更後		最大 17.9 最小 11.7	520.0	
県道 高岡氷見線	高岡市波岡 238番から	変更前		最大 22.0 最小 14.0	20.0	高岡土木センター
	高岡市波岡 238番まで	変更後		最大 22.0 最小 22.0	20.0	

富山県告示第28号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 1 月26日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成23年 1 月26日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 三室荒屋富山線	富山市太田南町 263番3地先から 富山市太田南町 261番3地先まで	平成23年 1 月26日	富山土木 センター
県道 入善字奈月線	下新川郡入善町新屋1715番3から 下新川郡入善町新屋 501番まで	平成23年 1 月26日	新川土木 センター 入善土木 事務所
国道 471号	富山市八尾町栗須字下ノ毛98番1地先 から 富山市八尾町栗須字下ノ毛98番1地先 まで	平成23年 1 月26日	富山土木 センター
県道 富山庄川線	富山市山田谷字蔵ノ下12番2から 富山市山田谷字鎌場道140番4まで	平成23年 1 月26日	富山土木 センター
県道 宇奈月大沢野線	中新川郡上市町大岩字京ヶ峯14番から 中新川郡上市町大岩字京ヶ峯14番まで	平成23年 1 月26日	富山土木 センター 立山土木 事務所
県道 新湊庄川線	射水市島 107番3から 射水市島59番2まで	平成23年 1 月26日	高岡土木 センター
県道 高岡氷見線	高岡市波岡 238番から 高岡市波岡 238番まで	平成23年 1 月26日	高岡土木 センター

富山県告示第29号

救急病院・救急診療所の認定について

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院又は救急診療所として、次のとおり認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成23年 1 月 26 日

富山県知事 石 井 隆 一

名 称	所 在 地	開 設 者	認定有効期間
富山県立中央病院	富山市西長江二丁目 2 番 78 号	富山県	自 平成23年 2 月 1 日 至 平成26年 1 月 31 日
医療法人西能病院	富山市五福1130番地	医療法人財団五省会	自 平成23年 2 月 1 日 至 平成26年 1 月 31 日
富山医療生活協同組合富山協立病院	富山市豊田町一丁目 1 番 8 号	富山医療生活協同組合	自 平成23年 2 月 1 日 至 平成26年 1 月 31 日
杉野脳神経外科病院	富山市千石町六丁目 3 番 7 号	杉野 實	自 平成23年 2 月 1 日 至 平成26年 1 月 31 日
和合整形外科医院	富山市布目1981番地 1	竹林 俊一郎	自 平成23年 2 月 1 日 至 平成26年 1 月 31 日
本江整形外科医院	富山市奥田新町17番 1 号	本江 卓	自 平成23年 2 月 1 日 至 平成26年 1 月 31 日
かみいち総合病院	上市町法音寺51番地	上市町	自 平成23年 2 月 1 日 至 平成26年 1 月 31 日
富山県厚生農業協同組合連合会滑川病院	滑川市常盤町119番地	富山県厚生農業協同組合連合会	自 平成23年 2 月 1 日 至 平成26年 1 月 31 日
富山県厚生農業協同組合連合会高岡病院	高岡市永楽町 5 番 10 号	富山県厚生農業協同組合連合会	自 平成23年 2 月 1 日 至 平成26年 1 月 31 日
社会保険高岡病院	高岡市伏木古府元町 8 番 5 号	社団法人全国社会保険協会連合会	自 平成23年 2 月 1 日 至 平成26年 1 月 31 日

医療法人光ヶ丘 病院	高岡市西藤平蔵313番地	医療法人社団紫 蘭会	自 平成23年 2 月 1 日 至 平成26年 1 月31日
金沢医科大学氷 見市民病院	氷見市幸町31番 9 号	氷見市	自 平成23年 2 月 1 日 至 平成26年 1 月31日

富山県告示第30号

土地改良区の定款変更の認可について

広田用水土地改良区から申請のあった定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、平成23年 1 月20日認可した。

平成23年 1 月26日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県告示第31号

土地改良事業計画変更の認可について

庄西用水土地改良区から申請のあった土地改良事業計画変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第 9 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により、平成23年 1 月20日認可した。

平成23年 1 月26日

富山県知事 石 井 隆 一

~~~~~

指                      示

~~~~~

富山県内水面漁場管理委員会指示第 1 号

さくらます採捕規制について

漁業法（昭和24年法律第 267号）第67条第 1 項及び第 130条第 4 項の規定により、さくらます採捕について次のとおり指示する。

平成23年 1 月26日

富山県内水面漁場管理委員会

会 長 石 田 清 保

次の表の河川名に掲げる河川の同表の区域の欄に掲げる区域においては、同表の漁具又は漁法の欄に掲げる漁具又は漁法により、同表の期間の欄に掲げる期間、さくらますを採捕してはならない。

ただし、富山県内水面漁業調整規則第37条の規定により知事の特別採捕の許可を受けた者が採捕する場合はこの限りではない。

河川名	区域	漁具又は漁法	期間
神通川	河口から富山火力発電所油送橋までの区域	手づり及びさおづり	平成23年4月1日から 平成23年7月31日まで
庄川	河口から高新高橋上流端までの区域		

富山県内水面漁場管理委員会指示第2号

水産動物採捕規制について

漁業法（昭和24年法律第 267号）第67条第1項及び第 130条第4項の規定により、水産動物採捕について次のとおり指示する。

平成23年 1 月26日

富山県内水面漁場管理委員会

会 長 石 田 清 保

次の表の河川名に掲げる河川の同表の区域の欄に掲げる区域においては、同表の期間の欄に掲げる期間、水産動物を採捕してはならない。

ただし、富山県内水面漁業調整規則第37条の規定により知事の特別採捕の許可を受けた者が採捕する場合はこの限りではない。

河川名	区域	期間
神通川水系熊野川	小俣橋下流端から熊野川ダム下流端までの区域	平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで

~~~~~  
公 告  
~~~~~**特定非営利活動法人の定款変更認証の申請**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年 1 月26日

富山県知事 石 井 隆 一

1 申請のあった年月日

平成23年 1 月 7 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ニューグレープの会

3 代表者の氏名

平 三津子

4 主たる事務所の所在地

富山県高岡市長江町1868コンチネンタルハイツ101号

5 定款に記載された目的

この法人は、人と人との壁を越えて行動を起こした杉原千畝の精神に基づき、地域社会への奉仕活動、青少年の健全育成、環境問題への取組、国際交流活動を通して、参加者相互の視野を広め、柔軟で豊かな人間関係の形成を図ることを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年 1 月26日

富山県知事 石 井 隆 一

1 申請のあった年月日

平成23年 1 月 7 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人いみず市民メディア

3 代表者の氏名

柴田 茂樹

4 主たる事務所の所在地

富山県射水市中太閤山 1 丁目 1 番地 1 号

5 定款に記載された目的

この法人は、射水市及び隣接地域の住民に対し、住民参加による映像・音声・文字情報の制作及び情報発信に関する事業を行い、地域活性化と安心安全な地域づくりに寄与することを目的とする。

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成23年 1 月26日

富山県知事 石 井 隆 一

| 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 公 共 施 設 | | 開 発 許 可 を 受 け た 者 | |
|----------------------------------|---------|--------|-------------------|-------------|
| | 位置・区域 | 種 類 | 住 所 | 氏 名 |
| 射水市三ヶ字茶ノ木3306番1、3306番2及び3306番2地先 | 同 左 | 道路・下水道 | 射水市三ヶ1525番地 | 山徳不動産開発株式会社 |

パーキング・メーター等管理業務委託に係る一般競争入札の実施

パーキング・メーター等の管理業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 6 第 1 項の規定により公告する。

平成23年 1 月26日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

(1) 委託業務の名称及び数量

パーキング・メーター等管理業務委託 一式

(2) 委託業務の仕様等

入札説明書による。

(3) 委託期間

平成23年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日まで

(4) 委託業務の実施場所

富山中央警察署管内

2 入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第 3 項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(3) 法人であり、富山市内に活動拠点となる事業所があつて、業務を適正に履行する能力を有し、速やかに対応できる者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうち道路交通法（昭和35年法律第 105号）第51条の 8 第 3 項第 2 号のイからホまでのいずれかに該当する者のある法人でないこと。

(6) 法人税、消費税及び県税並びに社会保険料等を滞納していないこと。

3 入札に参加する資格の確認

(1) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出し、入札

に参加する資格の確認を受けなければならない。申請書若しくは資料を提出しない者又は入札に参加する資格がないと認められた者は、入札に参加できない。

(2) 資料は次のとおりとする。

ア 定款又は寄附行為及び登記簿謄本

イ 財務諸表（申請時に最も近い時期に行った決算の損益計算書と貸借対照表（1 年分））

ウ 役員が道路交通法第51条の8 第3 項第2 号のイからホまでのいずれにも該当する法人でないことを誓約する書面

エ 納税証明書

オ 申請時に最も近い月の社会保険料の領収書又は証明書

カ 富山市内の活動の拠点となる事務所を示す書類

(3) 申請書及び資料の提出期間

平成23年 1 月26日から同年 2 月 8 日までの間（日曜日及び土曜日を除く。）午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時15分までとする。ただし、競争入札参加資格審査を現に申請している者にあつては、入札書提出時とする。

(4) 申請書及び資料の提出場所

〒930-8570 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県警察本部交通部交通企画課庶務係

電話 0 7 6 - 4 4 1 - 2 2 1 1

(5) 入札参加資格の確認の結果

入札参加資格の確認の結果は、平成23年 2 月14日までに申請者に通知する。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(6) 入札参加資格がないと通知された者に対する理由の説明

(5)により入札参加資格がないと通知された者は、その理由について説明を求めることができる。この場合、説明を求める旨を記載した書面により(4)の提出場所へ平成23年 2 月14日までに提出しなければならない。

回答は平成23年 2 月18日までに文書で行う。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ

わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒 930－8570 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県警察本部交通部交通企画課庶務係

電話 0 7 6－4 4 1－2 2 1 1

(2) 入札説明書の交付方法

平成23年 1 月26日から同年 2 月 4 日までの間（日曜日及び土曜日を除く。）
の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時15分まで、前記(1)の場所
において希望者に無料で交付する。

(3) 入札書の提出日時

平成23年 2 月21日 午前11時10分

(4) 入札書の提出方法

直接持参すること。

5 開札の日時、場所等

(1) 開札の日時 平成23年 2 月21日 午前11時20分

(2) 開札の場所 〒 930－8570 富山市新総曲輪 1 番 7 号
富山県警察本部 9 階 901会議室

6 入札保証金

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した競争入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった
者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

(1) 入札書に記載する金額は、受託に要する一切の費用を見積もるものとする。

(2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の 5 に相当する額
を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金
額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税
事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105分の 100に相当する

金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、前記 3 の書類等の審査の結果、この公告及び入札説明書に示した業務を遂行できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (3) その他詳細は、入札説明書による。

自動車保管場所現地調査事務委託に係る一般競争入札の実施

自動車保管場所現地調査事務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 6 第 1 項の規定により公告する。

平成23年 1 月26日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称及び数量
自動車保管場所現地調査事務委託 予定数量 約78,000件
- (2) 委託業務の仕様等
入札説明書による。
- (3) 委託期間
平成23年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日まで
- (4) 委託業務の実施場所
富山県内の各警察署管内（15警察署）

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和 62 年富山県規則第 17 号）第 86 条第 3 項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 法人であり、富山県内の 4 ブロックに活動拠点となる事務所があつて、業務を適正に履行する能力を有し、速やかに対応できること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうち道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 8 第 3 項第 2 号のイからホまでのいずれかに該当する者のある法人でないこと。
- (6) 法人税、消費税及び県税並びに社会保険料等を滞納していないこと。

3 入札に参加する資格の確認

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出し、入札に参加する資格の確認を受けなければならない。申請書若しくは資料を提出しない者又は入札に参加する資格がないと認められた者は、入札に参加できない。
- (2) 資料は次のとおりとする。

ア 定款又は寄附行為及び登記簿謄本

イ 財務諸表（申請時に最も近い時期に行った決算の損益計算書と貸借対照表（1 年分））

ウ 役員が道路交通法第 51 条の 8 第 3 項第 2 号のイからホまでのいずれにも該当する法人でないことを誓約する書面

エ 納税証明書

オ 申請時に最も近い月に支払った社会保険料の領収書又は証明書

カ 富山県内の活動拠点となる事務所を示す書類

(3) 申請書及び資料の提出期間

平成23年1月26日から同年2月8日までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時15分までとする。ただし、競争入札参加資格審査を現に申請している者にあつては、入札書提出時とする。

(4) 申請書及び資料の提出場所

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部交通部交通企画課庶務係

電話076-441-2211

(5) 入札参加資格の確認の結果

入札参加資格の確認の結果は、平成23年2月14日までに申請者に通知する。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(6) 入札参加資格がないと通知された者に対する理由の説明

(5)により入札参加資格がないと通知された者は、その理由について説明を求めることができる。この場合、説明を求める旨を記載した書面により(4)の提出場所へ平成23年2月14日までに提出しなければならない。

回答は平成23年2月18日までに文書で行う。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部交通部交通企画課庶務係

電話076-441-2211

(2) 入札説明書の交付方法

平成23年1月26日から同年2月4日までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札書の提出期限

平成23年 2月21日 午前 9 時50分

(4) 入札書の提出方法

直接持参すること。

5 開札の日時、場所等

(1) 開札の日時 平成23年 2月21日 午前10時

(2) 開札の場所 〒930-8570 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県警察本部 9 階 901会議室

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した競争入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

(1) 入札書に記載する金額は、入札しようとする現地調査業務 1 件あたりの単価により行う。

(2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の 5 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

(1) 有効な入札書を提出し、かつ、前記 3 の書類等の審査の結果、この公告及び入札説明書に示した業務を遂行できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。

(3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入

札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (3) その他詳細は、入札説明書による。

自動車保管場所標章作成事務委託に係る一般競争入札の実施

自動車保管場所標章作成事務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 6 第 1 項の規定により公告する。

平成23年 1 月 26日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称及び数量
自動車保管場所標章作成事務委託 予定数量 約93,000件
- (2) 委託業務の仕様等
入札説明書による。
- (3) 委託期間
平成23年 4 月 1 日から平成24年 3 月31日まで
- (4) 委託業務の実施場所
富山県内の各警察署内（15警察署）

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第 3 項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 法人であり、業務を適正に履行する能力を有し、速やかに対応できること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうち道路交通法（昭和35年法律第 105号）第51条の 8 第 3 項第 2 号のイからホまでのいずれかに該当する者のある法人でないこと。
- (6) 法人税、消費税及び県税並びに社会保険料等を滞納していないこと。

3 入札に参加する資格の確認

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出し、入札に参加する資格の確認を受けなければならない。申請書若しくは資料を提出しない者又は入札に参加する資格がないと認められた者は、入札に参加できない。

- (2) 資料は次のとおりとする。

ア 定款又は寄附行為及び登記簿謄本

イ 財務諸表（申請時に最も近い時期に行った決算の損益計算書と貸借対照表（1 年分））

ウ 役員が道路交通法第51条の 8 第 3 項第 2 号のイからホまでのいずれにも該当する法人でないことを誓約する書面

エ 納税証明書

オ 申請時に最も近い月の社会保険料の領収書又は証明書

- (3) 申請書及び資料の提出期間

平成23年 1 月 26日から同年 2 月 8 日までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時15分までとする。ただし、競争入札参加資格審査を現に申請している者にあつては、入札書提出時とする。

- (4) 申請書及び資料の提出場所

〒930-8570 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県警察本部交通部交通企画課庶務係

電話 0 7 6 - 4 4 1 - 2 2 1 1

(5) 入札参加資格の確認の結果

入札参加資格の確認の結果は、平成23年 2 月14日までに申請者に通知する。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(6) 入札参加資格がないと通知された者に対する理由の説明

(5)により入札参加資格がないと通知された者は、その理由について説明を求めることができる。この場合、説明を求める旨を記載した書面により(4)の提出場所へ平成23年 2 月14日までに提出しなければならない。

回答は平成23年 2 月18日までに文書で行う。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県警察本部交通部交通企画課庶務係

電話 0 7 6 - 4 4 1 - 2 2 1 1

(2) 入札説明書の交付方法

平成23年 1 月26日から同年 2 月 4 日までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札書の提出日時

平成23年 2 月21日 午前10時30分

(4) 入札書の提出方法

直接持参すること。

5 開札の日時、場所等

(1) 開札の日時 平成23年 2 月21日 午前10時40分

(2) 開札の場所 〒930-8570 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県警察本部 9 階 901会議室

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この公告に示した競争入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

- (1) 入札書に記載する金額は、入札しようとする標章作成業務 1 件あたりの単価により行う。
- (2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、前記 3 の書類等の審査の結果、この公告及び入札説明書に示した業務を遂行できると認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
 - (2) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
 - (3) その他詳細は、入札説明書による。
-

